

東彼杵町教育委員会規則第5号

東彼杵町教育委員会公告式規則(昭和34年教育委員会規則第1号)の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和3年8月5日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町教育委員会公告式規則を改正する改め文

第1条中「法律」の次に「(昭和31年法律第162号)」を加える。

第2条第2項中「記入して、教育長印を押すものとする。」を「記入するものとする。」に改め、同条第3項中「掲示」の次に「又は教育委員会公式ウェブサイトに掲載」を加える。

第3条中「起算して10日を経過した日から」を削る。

東彼杵町教育委員会公告式規則（昭和34年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会の規則で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定める。</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会の教育長名を記入するものとする。</p> <p>3 規則等を公布するときは、役場前の掲示場に掲示又は教育委員会公式ウェブサイトに掲載してこれを行う。</p> <p>第3条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から_____施行する。</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律_____第15条第2項の規定に基づき、教育委員会の規則で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定める。</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会の教育長名を記入して、教育長印を押すものとする。</p> <p>3 規則等を公布するときは、役場前の掲示場に掲示_____してこれを行う。</p> <p>第3条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p>

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

東彼杵町教育委員会規則第6号

東彼杵町農民研修センター浴場管理規定（平成20年3月26日規則第4号）
の廃止をここに公布する。

令和3年8月5日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人